

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第三条)</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等 (第三条の二―第十六条)</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備 (第十六条の二―第十六条の六)</p> <p>第二節 秘密の保持 (第十七条・第十八条)</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止 (第十九条―第二十二条)</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界 (第二十三条―第二十五条)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備 (第二十六条―<u>第三十五条の二の三</u>)</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備 (<u>第三十五条の二の四</u>―第三十五条の七)</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第三条)</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等 (第三条の二―第十六条)</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備 (第十六条の二―第十六条の六)</p> <p>第二節 秘密の保持 (第十七条・第十八条)</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止 (第十九条―第二十二条)</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界 (第二十三条―第二十五条)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備 (第二十六条―<u>第三十五条の二の二</u>)</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備 (<u>第三十五条の二の三</u>―第三十五条の七)</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ</p>

トコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）

~~第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備（第三十五条の十六―
第三十五条の二十二）~~

~~第五款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―
第三十六条のハ）~~

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電
気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十
八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節～第四節（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

トコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）

~~第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―
第三十六条のヒ）~~

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電
気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十
八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節～第四節（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

第二十六条～第三十三条（略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、~~第三十五条の十八第一項~~、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 （略）

~~（災害時優先通信の優先的取扱い）~~

~~第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）を優先的に取り扱うことができるものでな~~

第二十六条～第三十三条（略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 （略）

なければならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の三 (略)

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の四 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、総合デジタル通信用設

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 (略)

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の三 (略)

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設

備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ
トコル電話用設備

~~(災害時優先通信の優先的取扱い)~~

~~第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。~~

~~(異なる電気通信番号の送信の防止)~~

第三十五条の十五 ~~第三十五条の二の三~~の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第四款 ~~携帯電話用設備及びPHS用設備~~

~~(適用の範囲)~~

~~第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第二項を除く。)は、携帯電話用設備及びPHS用設備に対して適用する。~~

備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ
トコル電話用設備

~~(異なる電気通信番号の送信の防止)~~

第三十五条の十五 ~~第三十五条の二の二~~の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2) 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と携帯電話用設備又はPHS用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2) 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

第五款 その他の音声伝送用設備

(適用範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)に対して適用する。

(通話品質)

第三十六条の三 (略)

第四款 その他の音声伝送用設備

(適用範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)に対して適用する。

(通話品質)

第三十六条の三 (略)

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(総合品質)

第三十六条の五 (略)

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、この款の事業用電気通信回線設備(災害時優先通信を取り扱うものに限る。)について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(総合品質)

第三十六条の五 (略)

2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

気通信設備

第五節 アナログ電話用設備

第五十二条 第二十七条から第三十二条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十二条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備に~~つ~~
~~いて~~準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

~~3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行~~
~~う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業~~
~~用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替~~
~~えるものとする。~~

4 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

気通信設備

第五節 アナログ電話用設備

第五十二条 第二十七条から第三十二条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十二条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備に準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

~~3 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。~~

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1| この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2| この省令の施行の際現に音声伝送役務の提供の用に供している事業用電気通信回線設備については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準に適合しているものとみなす。

3| 前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、この省令の施行の日から起算して二年間に限り、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は同条の基準に適合しているものとみなす。